

| 仕 様 書 | | | |
|-------|-----------------|-----------|---------------|
| 件 名 | 地理空間情報の作成に関する役務 | 仕 様 書 番 号 | 8 1 |
| | | 作 成 | 3 . 6 . 2 8 |
| | | 作成部隊等名 | 東部方面総監部情報部資料課 |

1 総則 4

1.1 適用範囲

本仕様書は東部方面総監部（以下、「官」という。）において使用する「地理空間情報の作成に関する役務」（以下、「本役務」という。）について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 作成物

2.1.1 共通事項

- a) 細部作成内容は表 1 のとおりとする。
- b) 提供データは、マルウェア等のウイルス対策を施すものとする。
- c) 可搬型記憶媒体（外付け HDD）1 台にそれぞれ提供データを入れ納品するものとする。

2.1.2 地下部における 3 次元データ

- a) データ作成を行う範囲については朝霞駐屯地（以下、「駐屯地」という。）及びその周辺 1 km とし、ポリゴン（写真等貼り付け）等により図化するものとする。
- b) データ作成にあたっては、公に公開されている地図、地下街図、駅構内図、写真及び官側より提供される資料等を基にデータの作成を行うものとし、地上出口部等との位置関係に齟齬が生じないようにする。
- c) 資料収集は、契約相手方で実施するものとする。

表 1—データ作成内容

| 区 分 | 項 目 | 詳細等 |
|-------|----------------|---------------------------------------------------------|
| 2.1.2 | データ形式 | シェイプデータ及び 3DPDF で閲覧できるものとし、他のソフトウェアを介さないと使用できない形式は認めない。 |
| | 縮尺 | 1/10,000 |
| | 1. 色彩 2. 拡大 | 色彩及び拡大は任意に変更できるものとする。 |

| | | |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 2.1.2 | マンホール (下水道、共同溝、とう道) | 1. 駐屯地周辺のマンホール位置を描画し、下水道管等は地下2mを基準に描画 2. 描画範囲は官側との調整によるも駐屯地及び基地1周辺1kmを基準とする。 |
|-------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|

2.2 業務体制及び従事者の資格

本業務実施においては、業務を統括する責任者（以下、「統括責任者」という。）を選任する。また本業務は高度な地理空間情報技術を必要とすることから実施体制において日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術資格を保有する者を実施体制に入れるものとする。

2.3 業務期間

業務期間は、表2による。

表2－業務期間

| 項目 | 履行期間等 |
|-----------------|--------------|
| 2.1.2の途中経過データ提供 | 令和3年9月3日(金) |
| 2.1.2のデータ提供期限 | 令和4年3月31日(木) |

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、「担当官」という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出物

提出物は、表3による。

表3－提出書類

| 提出書類等 | 数量 | 提出時期 | 提出先 | 備考 |
|---------|----|----------------------|------------|-----------------|
| 業務実施計画書 | 2部 | 契約後10日以内に、提出するものとする。 | 東部方面総監部情報部 | 提出要領は官側との調整による。 |

4.2 権利の帰属

本役務に係る成果物及び類似の派生物（企画などの構想も含む。）は既著作物を除き一切の著作権及び所有権は、官に帰属するものとする。また既著作物については陸上自衛隊内にて利用ができるよう使用許諾を行うものとする。尚、使用許諾の範囲等詳細については協議の上、決定するものとする。

4.3 官側の支援

契約相手方は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。この場合は、契約相手方が事前に担当官に申請するものとする。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験（確認）など契約相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.4 不具合等の処理

本仕様の履行に当たり、不具合などが発生した場合（現状使用しているソフトウェアのバージョンアップにおける不具合を含む）は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、官側と確認・協議するものとする。